

株式会社ナガホリ 株主の皆様へ



NAGAHORI

招集ご通知 補足資料

リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた
当社株式の大規模買付行為等への対応方針の承認の件について

株式会社ナガホリ
2022年6月14日

株主の皆様へ

株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、リ・ジェネレーション株式会社及び布山高士氏及びその他複数の株主らが、ほぼ同時期にかつ極めて短期間のうちに大量に当社株式を買い集めており、当社の株式を合計で30%超保有するに至っております。

これらの買集め行為が、相互に全く無関係に行われることは想定し難いことから、上記の株主らが、実質的に共同して当社株式の買付けを行っている可能性は否定できないと考えております。

リ・ジェネレーションからは、当社の具体的な経営方針等について一切説明がなされておらず、極めて不十分な情報開示の下に本買集め行為が行われております。また、大量保有報告書の提出義務懈怠等の法令違反行為があったことも確認しております。

当社は、1962年の創業以来、そこから半世紀以上にわたって、「ジュエリーを通じて皆様の高い文化生活に貢献する」という基本理念のもと真摯にビジネスに取り組んでまいりました。

当社は日々、株主の皆様、取引先、消費者から信頼・支持され、社会から必要とされる企業集団を目指し邁進してまいりましたが、上記の買集め行為が、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を毀損する恐れがあることは否定できません。

そこで、当社は、当社株式の大規模買付行為等への対応策を、緊急対応として導入することを2022年4月22日に決議いたしました。

本対応策の導入は当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保する観点から、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するためのものです。

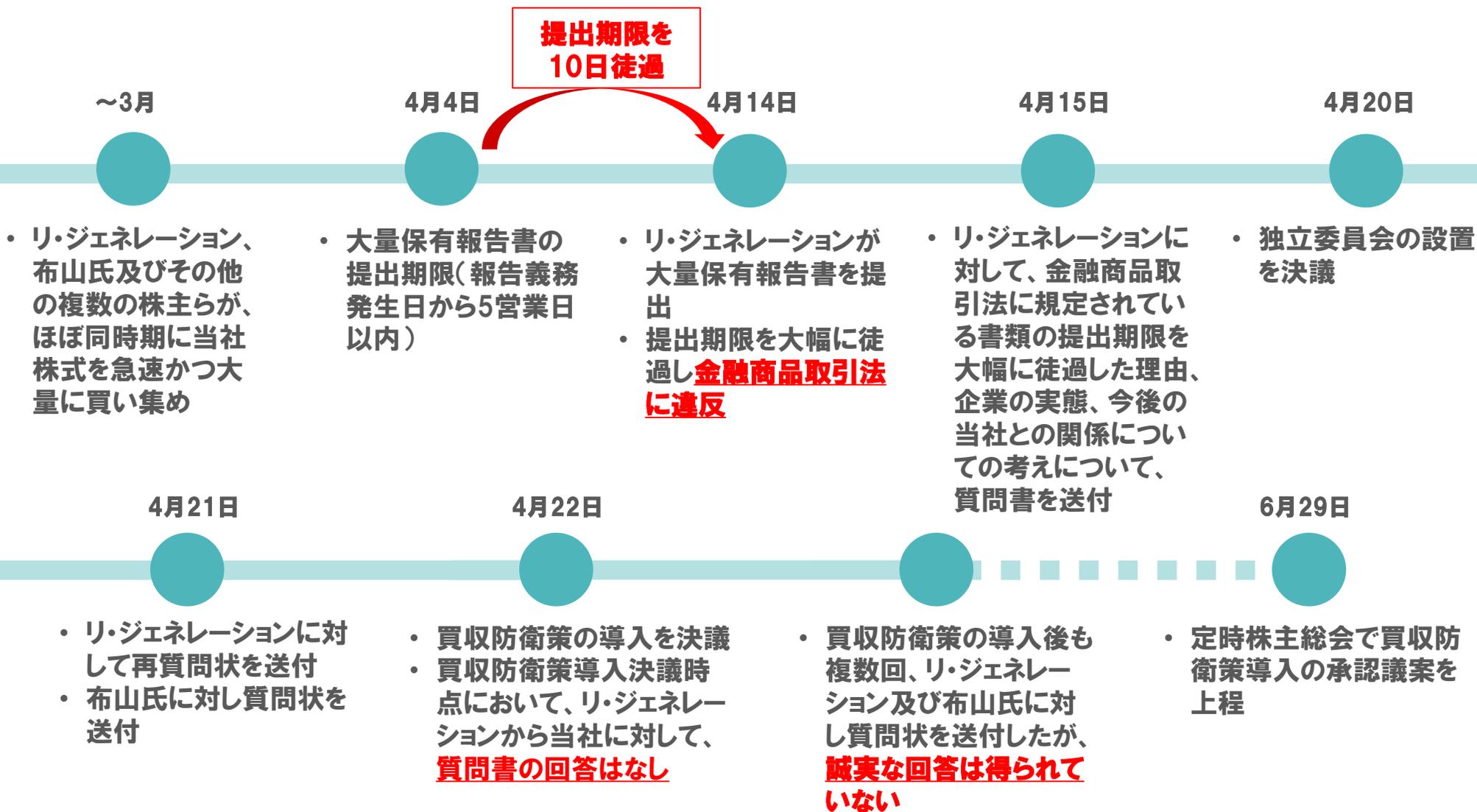
本対応方針は、取締役会の決議により導入いたしました。株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、2022年6月開催の定時株主総会において議案としてお諮りさせていただきます。

当社の将来を決める重要な総会でございます。株主の皆様にご置かれましては、本資料をご一読のうえ、是非とも、本対応方針を導入することにつき、ご承認をいただけますと幸甚に存じます。

株式会社 ナガホリ
代表取締役社長 長堀 慶太



買収防衛策導入の経緯



買収防衛策導入の目的

●現状

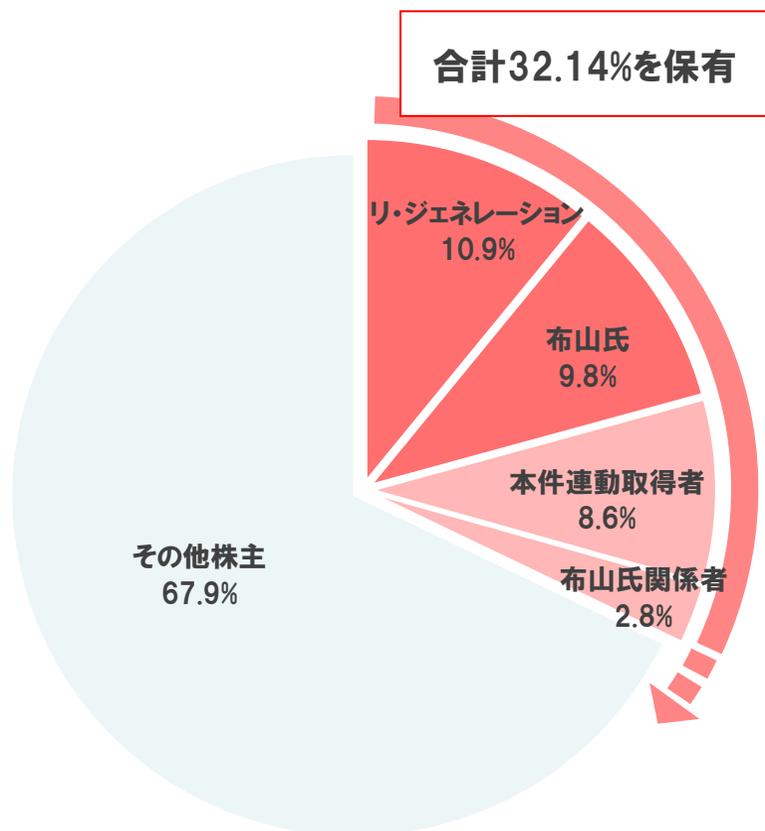
- ・ リ・ジェネレーションらによる本株式買集めは、極めて不十分な情報開示の下で行われており、**「リ・ジェネレーション及び布山氏並びに本件連動取得者及び布山氏関係者」**が保有している当社株式を単純合算すると合計で**4,926,400株(所有割合32.14%)**に上る当社株式を共同して保有していることに
- ・ その水準は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上に大きな影響を与えるものと判断
- ・ しかし現状においては、株主の皆様及び当社取締役会が、今後も進行する可能性のある本株式買集めについて十分に検討し、適切な判断を行うための時間と情報が、決定的に不足

●目的

- ・ 大規模買付行為等(当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案)を受け入れるか否かは**最終的には株主の皆様のご判断**によってなされるべきと考えられる
- ・ 株主の皆様が事前に十分な情報に基づいて判断されることを可能にすべく、大規模買付者(大規模買付行為等を行う者)に対して、情報提供を求め、かかる情報に基づいて、株主の皆様が大規模買付者による当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮する時間を確保することが目的



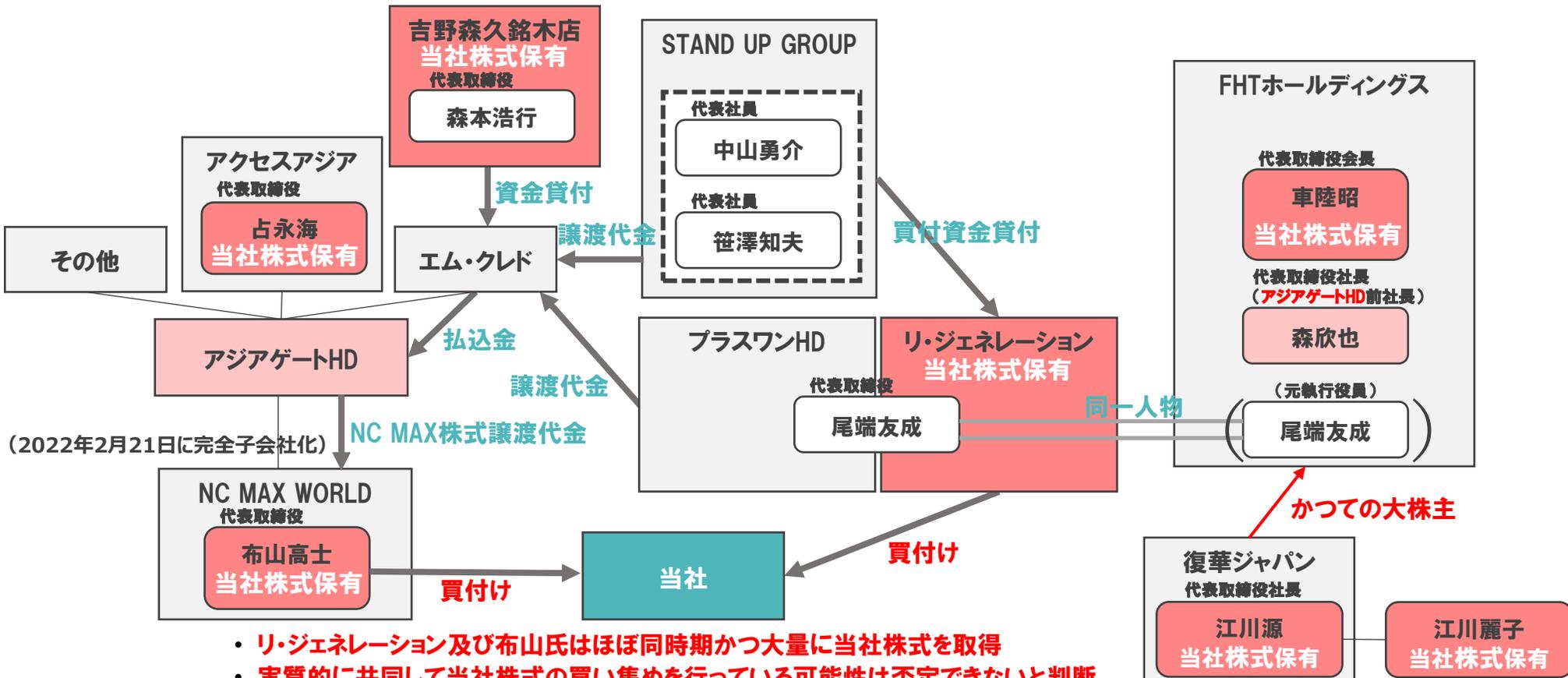
- ・ 当社取締役会としては、大規模買付行為等は、当社取締役会の定める一定の手續に基づいてなされる必要があるとの結論に至り、本対応方針を導入
- ・ 本対応方針は、2022年4月22日開催の当社取締役会の決議により導入したものであるが、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、2022年6月29日に開催予定の当社第61期定時株主総会において承認議案を上程



- **リ・ジェネレーション**及び**布山氏**並びに**本件連動取得者(3名の個人)**及び**布山氏関係者**が保有している当社株式を合算すると、買収防衛策導入決議時点で判明しているだけで、合計4,926,400株(32.14%)もの規模となる
- これらのいずれの者も、前回基準日である2021年9月30日時点における当社株主名簿には当社株式を保有している者としては記録されていなかったにも拘らず、主に2022年3月中旬以降、**非常に近接した時期に当社株式の取得を開始**
- ほぼ同じ時期の、極めて短期間のうちに当社株式を大量に買い上げる行為が、相互に全く無関係に行われることは通常想定し難いことから、当社としては、これらの者が**実質的に共同して当社株式の買付けを行っている可能性**が否定できないと判断

リ・ジェネレーション及び布山氏らの関係性

- リ・ジェネレーションの本件買付資金はSTAND UP GROUPからの借入によるもの
- 2022年1月28日に、エム・クレドが、アジアゲートHD株式をプラスワンHD、STAND UP GROUPの代表社員(中山氏、笹澤氏)へ譲渡(結果的に、プラスワンHD→エム・クレド→アジアゲートHD→布山氏という資金の流れが存在)
- アジアゲートHDの前社長である森氏が新社長となったFHTホールディングスの執行役員を、過去、尾端氏が務めていた



- リ・ジェネレーション及び布山氏はほぼ同時期かつ大量に当社株式を取得
- 実質的に共同して当社株式の買い集めを行っている可能性は否定できないと判断
- 一方でリ・ジェネレーション及び布山氏は実質的に共同して当社株式の買い集めを行っている事実はないと回答

●当社が認識しているリ・ジェネレーションの法令違反行為

①大量保有報告書の提出義務懈怠

4月14日にリ・ジェネレーションより提出された、大量保有報告書及び変更報告書の提出が、期限内に提出されていないことを確認。報告義務発生日から5営業日以内の提出を求める**金融商品取引法の規定(27条の23第1項及び27条の25第1項)に違反**

②変更登記の懈怠

法令に定められた申請期限を徒過して、変更登記の申請がなされている。変更が生じたときから2週間以内に、変更の登記を求める**会社法の規定(915条1項)に違反**

③決算公告の懈怠

リ・ジェネレーションは決算公告を一切行っていない可能性が高い。定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表の要旨を公告することを求める**会社法の規定(440条2項)に違反**



リ・ジェネレーションは「過去10年間における法令違反行為等」はない、と主張しているにもかかわらず、上記の**法令違反行為を確認**。質問状で回答を求めるも、現時点において何ら合理的な説明がなされていない

●B0リスト(実質的支配者に関する情報を記載した書面)の提出

上場会社である当社の経営の透明性やガバナンスの実効性を担保する観点から、リ・ジェネレーションへB0リストの届出及び、写しを当社へ提出することを質問状で求める



4月22日付のリ・ジェネレーションの回答書においては、「B0リストの届出が完了しましたら、提出致します。」と説明されているものの、現在に至るまで**提出はなされていない**

●重要提案行為の内容

リ・ジェネレーションが提出した、大量保有報告書の保有目的が「重要提案行為を行うこと」とされているところ、重要提案行為の概要の説明を質問状で求める



現時点において、重要提案行為の概要は**一切説明されていない**

対抗措置の発動に至るまでの手続

大規模買付行為等趣旨説明書の提出

- ・ 大規模買付者は、大規模買付行為等を開始する60営業日前までに、大規模買付行為等趣旨説明書を当社取締役会宛に書面にて提出
- ・ 当社取締役会が、大規模買付者から大規模買付行為等趣旨説明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について公表

情報提供

- ・ 大規模買付者に対して、株主の皆様が大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要と考えられる**情報の提供を求める**
- ・ 当社取締役会は、株主の皆様において当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断されるために不十分であると合理的に判断する場合には、大規模買付者に対し、追加的に情報を提供するよう求めることが可能

取締役会評価期間

- ・ 当社取締役会は、大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から60営業日以内の期間を当社取締役会による大規模買付行為等がなされることの是非を評価・検討するための期間として設定
- ・ 大規模買付行為等は、取締役会評価期間の経過後(但し、株主意思確認総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及び株主意思確認総会の終結後)にのみ開始されるべきものとする

株主意思確認総会の開催

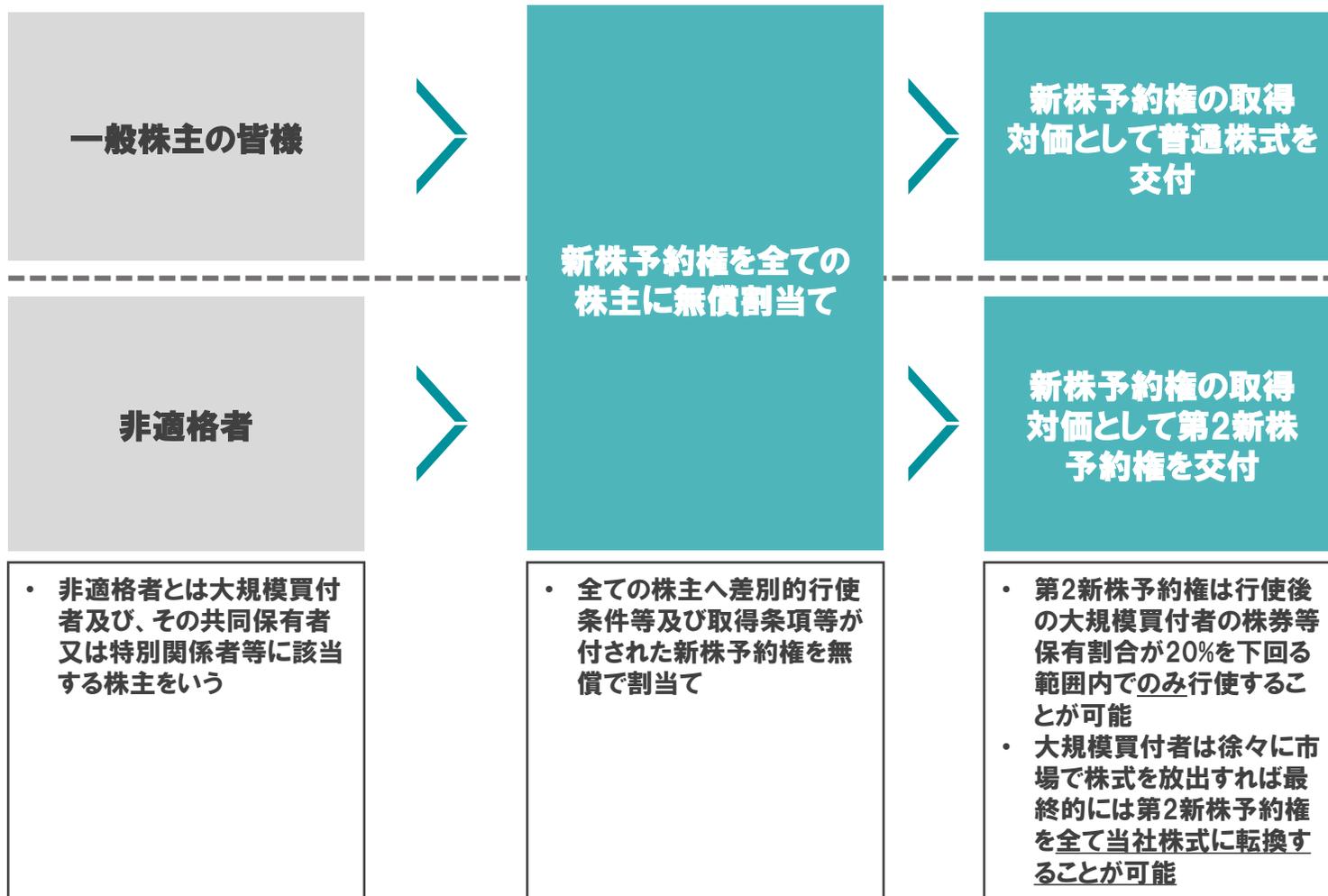
- ・ **対抗措置を発動すべきであると考えられる場合**には、株主意思確認総会を開催することを決定し、当該決定後速やかに**株主意思確認総会を開催**

対抗措置

- ・ **株主意思確認総会において対抗措置を購じることについての承認議案が可決された場合**には、当社取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、対抗措置を発動。これに対し、議案が可決されなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しない
- ・ 但し、大規模買付者が手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を経ることなく、対抗措置の発動が可能(当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重)

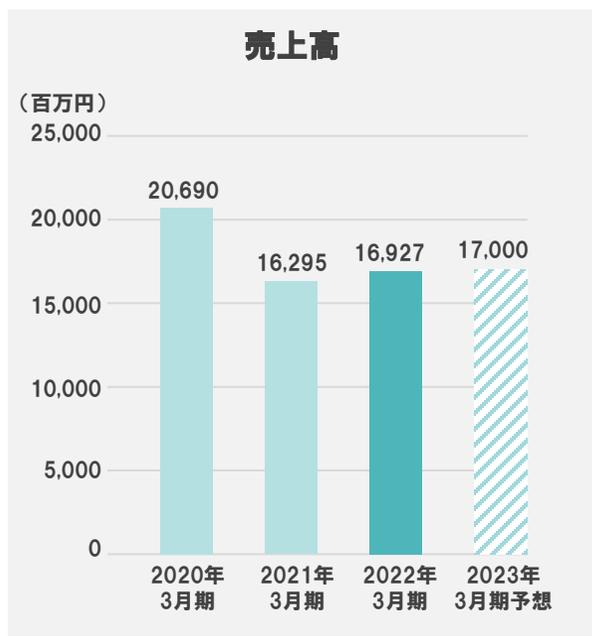
対抗措置の概要

対抗措置を発動した場合は、全ての株主へ新株予約権の無償割当がなされます。その後、新株予約権取得の対価として、一般の株主には自動的に普通株式が交付され、非適格者の株主には一定の制約が付された第2新株予約権が交付されます



百貨店等の富裕層向け商品の充実とともに自社ブランド商品の強化、ナガホリグループ販売商品の内製化や事業提携先との取引深耕の推進による収益力の強化を図ってまいります。また、自社ブランド商品やOEM(Original Equipment Manufacturing) 販売の強化とともに、販管費等の効率化による収益力向上に取り組んでまいります

●売上高・損益の推移



グループ会社各社がそれぞれの収益性指標ならび生産性指標を定め、各社の特性・強みを活かした経営戦略を確実に実行し、企業価値の向上及び持続的な成長、株主利益の確保・向上に努めてまいります

グループ経営 戦略・ビジョン	事業規模の維持と 収益力の向上による 新規事業の育成	<ul style="list-style-type: none"> 既存の事業部門については、事業規模の拡大よりも収益力の向上を重視し、生み出したキャッシュ・フローでの新規事業の育成を目指す グループ各社に求められる役割の明確化とグループ内での補完関係を強化し、相乗効果が発揮できるグループ企業群としての収益性向上を目指す
	差別化戦略による競争 優位性の確立	<ul style="list-style-type: none"> グループ会社の特性、強みを活かし、提供する商品ブランドやサービスの質的向上による差別化を促し、社会から必要とされる企業集団を目指す 消費者購買行動の変化に対応し、それぞれの販売チャネルに対して独自性があり差別化できる自社ブランド群の再構築に取り組み、業界競合環境の中での競争優位性を確固たるものとする
	景気変動に左右されな い強い収益基盤の確立	<ul style="list-style-type: none"> グループ会社全社が経常利益の黒字を確保するため、グループ会社各社がそれぞれの収益性指標ならび生産性指標を定め、各社の特性・強みを活かした営業戦略を確実に実行する 「選択と集中」の考え方を基軸とし、生産性の向上、ローコストオペレーションを目指した業務改革を実施し、収益基盤の安定化再構築を図る
	働き甲斐のある企業 グループに変容	<ul style="list-style-type: none"> 働き方に対する社会の考え方の変化や、人材市場の現状に適合する労働環境、新たな人事制度を整備し、かつ過去10年間で大きく変容した当社グループの業容にマッチするHRM (Human Resource Management) を実践する 従業員にとって、満足感・公平感が高く、働き甲斐があり、ロイヤリティの高い企業集団となることを目指す

● 買収防衛策を導入した目的は？

リ・ジェネレーション及び布山氏並びに両者と実質的に共同して買付けを行っている可能性がある株主らの保有株式の合計が32.14%になったことを踏まえ、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、大規模買付行為等に対して一定の手続を定めることが必要であると判断いたしました。

● 買収防衛策が「導入」されることにより、株主にどのような影響が生じますか？

買収防衛策の「導入」時点においては、新株予約権の無償割当てが実施されるわけではございませんので、株主の皆様の権利、利益に直接的・具体的な影響を与えることはございません。

● どのような場合に対抗措置が「発動」されますか？

対抗措置は、(a) 株主意思確認総会による承認が得られた場合であって、かつ、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない場合、又は、(b) 大規模買付者が手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合にのみ、独立委員会による勧告を最大限尊重して発動されます。発動に至るまでの手続きについては、本補足資料p.9をご参照ください。

● 買収防衛策の導入は、経営陣の保身ではないのか？

買収防衛策の導入は、大規模買付行為等が、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益にどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が適切にご判断を下すための情報と時間を確保することを目的としております。その上で株主総会において、事後的に株主の皆様のご承認が得られることを導入の前提としており、経営陣の保身には相当しないものと考えております。

● リ・ジェネレーション及び布山氏並びにその他株主が共同して買付けを行っているという根拠はあるのか？

リ・ジェネレーションらは、非常に近接した時期に当社株式の取得を開始した上、いずれも、ほぼ同じ時期にかつ極めて短期間のうちに大量に当社株式を買い上がっております。短期間のうちに当社株式を大量に買い上げる行為が、相互に全く無関係に行われることは通常想定し難く、また、リ・ジェネレーションらの中には人的・資金的繋がり存在が窺えることから、当社としては、リ・ジェネレーションらが実質的に共同して当社株式の買付けを行っている可能性が否定できないと考えております。



NAGAHORI

本説明資料に関するお問い合わせ窓口

東京都台東区上野1丁目15番3号
株式会社 ナガホリ
TEL:03-3832-8266